

## 平成24年度 第2回 宇部市地域自立支援協議会 会議録

日時:平成24年11月20日(火) 19:00~21:15

場所:シルバーふれあいセンター3階 第3講座室

欠席者:山根俊恵委員、石田順委員、佐伯豪委員、  
金子絵里子委員

出席者:別紙委員名簿から欠席4委員を除く15委員  
市 健康福祉部 落合部長、大下次長

障害福祉課 中野課長、松谷課長補佐、正木係長、  
川崎主査、伊藤主任、西條主任

### 1 障害福祉施策の見直しについて

<概要>障害福祉施策の見直しに関する検討会事務局(障害福祉課)から資料1に沿って説明  
平成24年7月5日に開催された第1回宇部市地域自立支援協議会の中で、障害福祉施策の見直しに関する検討が必要との意見から、検討会を設置することとなった。

検討会は15名の委員で構成され、今までに5回の検討会を行った。第3回及び第4回の検討会では障害者関係団体からも意見を聴取し、第5回の検討会において、検討内容の取りまとめを行った。意見聴取を踏まえた総括を資料1の4ページと5ページに記載している。

#### <意見等>

会 長:この総括の文言は、宇部市としての考え方か。

事務局:宇部市としてではなく、検討会委員の総意としてのものである。

会 長:心身障害者福祉手当(以下、「手当」という。)の対象から精神障害者が外れているのは分かるが、総括資料の5ページの上から3行目については、知的障害の方も療育手帳Aが対象で療育手帳Bは対象でないなど、対象の詳細について、具体的に盛り込んだらどうか。

副会長:療育手帳Bは一部の方が対象であり、「一部」の表現の方が適切と思う。

事務局:20歳以上の方の手当は、療育手帳AとBの一部、身体障害者手帳の1級から3級、いわゆる重度障害の方が対象となっているため、総括資料の文言を修正したい。

副会長:総括の中で、代替策があいまいな表現になっているのが気になる。この表現では、手当の廃止だけが先行してしまうのではないかと危惧する。手当の廃止に関しては、様々な意見を聞いている。この手当を生活費に充てている等の切実な声もある。意見をきちんと反映した内容になっているが、最終的に手当を廃止にすることによって、どのような影響があるのかきちんと周知を図るべきである。手当の予算を何に使うのか。施策の優先順位や決定方法を検討し、皆さんから意見を聞いて欲しい。

会 長:検討会では、施策として相談窓口の設置や市民の方々への啓発活動等の意見が出たが、代替の施策案について、委員の皆様一人ずつ話を伺いたい。

委 員:2部屋程度のショートステイ(短期入所)の確保。

- 委員:障害者の通報システムの確立。災害時に避難できる方法や場所の確保。
- 委員:保護者の支援を得るのが困難な児童に対する緊急時の生活ができる場所や支援体制の確保。就労支援体制。充実した相談支援体制の構築。
- 委員:手当の廃止に伴い受給者の給付が止まるので、障害者全ての方が利用できる制度がいい。手当を廃止すれば予算は0円となるが、別に事業を始める時は、その事業の予算は0円からのスタートになる。本当にこの予算が別の事業に使えるのか。
- 委員:当事者から御意見を伺ったが、児童の保護者や障害者、障害の重い方軽い方、障害種別の違う方それぞれ多岐に渡っていた。この状況の中で、今具体的な案は出せない。事業の対象が偏ってしまう。別の形で議論すべき。
- 委員:時間をかけて考えないといけない。何かあったときに相談できる窓口の設置。
- 委員:もう少し別の形での議論が必要。総括の中で、「障害者関係団体からの新規施策や施策の充実への意見・要望は多岐に渡っていることから、その実現に向けては、官民協働で検討できる仕組みを検討すること」とあるが、この文言が予算の確保を確約できるものであれば、もっと他の表現があると思う。抽象的で、意味がよく分からない。
- 委員:障害者を理解してもらうことが大事である。地域だけでなく、企業の方々が障害者を知って欲しい。ショートステイ(短期入所)で困っている方が多い。
- 委員:手当の廃止について納得できるように、別の場で議論すべきである。
- 委員:具体的には難しいが、例えば仕事やコミュニケーション等の情報が得られるシステムがあればいい。別の場所で議論したい。
- 会長:来年年明けから、官民協働で検討する場を別に設けることとしてよろしいか。
- 事務局:今回の総括に関しては、あくまで検討会での報告を事務局がまとめたものであり、内容に関してはこの協議会で御意見をいただきたい。
- 会長:来年に代替案を検討するワーキンググループのようなものを設置したらどうか。
- 事務局:この協議会では御意見は御意見としてたくさん頂きたいが、施策の決定は別のプロセスであり、御意見がそのまま施策になるとは限らないという点については御了承いただきたい。
- 委員:今後のスケジュールはどうなるのか。来年1月からワーキンググループでの議論となると、来年の2月くらいには市の平成25年度予算案が決まることから、手当は平成25年度そのまま、平成26年度に廃止になるのか。
- 事務局:今は御意見をいただいている段階であり、市でも十分協議したい。現段階では、ここで結論を出せない。委員さんには、この場でしっかりと検討して欲しい。おそらく平成25年度は手当の予算を計上すると思うが、最終決定ではない。
- 事務局:協議会の総意で総括の表現を、「官民協働で検討できる仕組みを検討すること」を「官民協働で実施すること」に変更しても問題はない。
- 副会長:障害者総合支援法でも、官民協働で施策が進んでいる。総括があいまいな表現であるが、市を信頼するしかない。検討会での意見を受けとめてもらえるとのことだったので、「どうなるのか分からない」では、今まで長時間検討してきたことが無駄になってしまう。しっかりと構えて欲しい。この総括が単なる一般市民としての意見であれば問題ないが、障害者の福祉施策としての意見であれば、あいまいな表現でなく、手当の廃止よりもそれに変わる施策を考えて行くこと、官民協働で施策を考えていくことを押さえて欲しい。

い。「官民協働で検討できる仕組みを検討する」の表現は、行政の思いが入っているのではないか。検討会の色々な方々からの御意見を事務局がまとめた報告書の総括部分、「福祉手当は廃止、そのうえで安心施策を考える」という表現について、みんなの意見を反映した文言になっているのか検討してほしい。

委員:今までの議論を元に戻さないといけないのか。手当の存続の議論はしたのではないか。不公平感や制度自体が現代に合わない等の意見から、存続の意義がないという結論で、手当の廃止を合意したのではなかったのか。手当の予算をどうするのか、の議論は違うのではないか。それよりも、障害者が地域で暮らす中でどのように生活を補完するのかを議論すべき。予算が減る、減らないの話ではなく、これに変わる新たな仕組みづくりをした上で、必要な施策を市に提案していく。一つ一つ積み上げていくのか、それともベストなものを選択するのか。すぐに予算をどこかに持っていくかの議論ではないのではないか。本当に必要なところに市の予算をつけてくれ、との意見をすべきではないか。

会長:代替案について、官民協働で検討することを、年明けて1月からすぐにやっていただきたい。

## 2 「障害」の表記について

<概要>事務局(障害福祉課)から資料2に沿って説明

この議題は、平成22年11月に開催された宇部市地域自立支援協議会で議論され、「障害」を他の特定の表記で表すことが困難との意見から、見直しには至らなかった。現在、8都道府県や5政令指定都市、市町村レベルではもっと多くのところで「障がい」の表記を用いている。

<意見等>

委員:この議題に関しては、以前十分に議論した。なぜ市議会で「障害」の表記について質問が出たのか。質問の意図は何なのか。一人の意見なのかそれとも多くの方の意見なのか。個人的な意見ならこの場で話すことではなく、以前の議論で十分である。

事務局:議会であり公の場での議論なので、個人的な意見ではない。

会長:宇部市での課名は「障害福祉課」であるが、資料では「障がい」の表記もある。「ショウガイ」の表記については、大変混乱していると思う。例えば、内部障害、腎臓機能障害、発達障害の「害」の字について、今後どうするのか。医療の人間としては、肝機能障害や腎機能障害等、みな「害」を平仮名で書かないといけないのか。福祉施策では発達障害もあるが、ラッピングバスも漢字表記になっている。この件について、委員の皆様からお一人ずつ御意見をいただきたい。

会長:個人的な意見としては、「害」と「がい」が混在すると、医療現場で非常に混乱が生じる。「ハッタツショウガイ」は新聞でも「発達障害」だが、「ショウガイシャ」は新聞では「障がい者」。「害(がい)」の言葉そのものが変わらない限り、別の言葉ならともかく、表記に関しては気にしなくてもいいのではないか。

副会長:どの表記でもいい。ただ、「障がい」の表記が、色々な場面で優勢になってきている。実際にはどちらの表記でも、福祉制度の谷間になっている方々を救う方が先ではないか。手当をあてにしている人もいる。表記に関しては、どちらでも構わない。

委員:法律でも「障害」であり、どちらでも構わない。

委員:「障」も妨げになるの意義があり、「ガイ」の字だけの議論はあまり意味がない。「障害」が「障がい」になっても、見た目は優しいかもしれないが、実際にどれだけの意味があるのか。それよりも、障害者の生活しやすい環境を整える方が大事である。

委員:当事者の方がどのように考えているかが大事。個人的には、「障害」、「障がい」どちらの表記でも「障害」のイメージは変わらない。小学校や中学校で「障害」と「障がい」の印象について尋ねたところ、「障害」よりも「障がい」の方が目立つ、違和感がある、との意見が圧倒的に多かった。

委員:「ショウガイ」の表記そのものよりも、障害者が普通の生活を送るには、「障害」よりも他の言葉で表した方がいい。

委員:どちらが正しいとか間違っていることではなく、感情の問題ではないのか。個人的に「障がい」を使いたいと思えば、使えばいい。市議会での質問の意図は何なのか。

委員:個人的に話をするときは、「障害のある人」と表現している。「障がい」の表記は民主党政権から始まっている。障がい者制度改革推進会議でも、名詞や法律用語が「障害」であり、現状では表記を変えることができないとの結論から、表記がそのままになっている。「障害」と「障がい」どちらの表記が正しいか、それ自体が検討できないので結論が出ていない。障害をどう捉えるかの方が大事。当事者の方々がどう考えているか。言葉を変えると弊害も考えられる。この言葉でイメージできるのが一番いい。

委員:どちらであっても心のバリアフリーは変わらない。

委員:どちらでもいい。業務上での書類は「障がい」に表記を変えた。法律では「障害」になっている。「障がい」に変えてから、「障害」よりもやわらかく、印象がいい。

委員:医療の世界にいたので、「障害」の表記に抵抗がない。今後は「障がい」になるのではないか。

委員:当事者に意見を聞くのが一番いいと思う。「ショウガイ」の言葉そのものがマイナスイメージなので、この言葉を変えないと意味がない。「障がい」の「がい」だけ平仮名にするくらいなら、「しょうがい」にした方がいい。

委員:表記だけでなく、権利擁護や差別禁止等といっしょに考えるべき。表記だけで障害者への意識は変わらない。

委員:障害者として「障害」の漢字表記を使っていた。逆に「障がい」の方だと差別を感じる。表記の問題だけでなく、全体で考えるべき。

会長:言葉の表記ではなく、施策でこだわるべきである。「精神分裂病」が「統合失調症」に変わり、「痴呆」が「認知症」に変わったが、言葉そのものを変えても、変えたその言葉に対して新たな偏見が生まれてしまっている。

本会では、「ショウガイ」の表記については、従来どおり「障害」としてよろしいか。

事務局:「障害」の表記については、変えなくてもいいとの意見が多いとの認識でよろしいか。

会長:表記は「障害」、「障がい」どちらでも構わないが、施策をしっかりと欲しい。

事務局:施策の内容が何よりも大切なことを大前提として、「障害」の表記については変えなくて

もいいとの意見の確認をしたい。

会 長:障害者団体がどう思っているか。また、中学生や高校生がどういう印象を持っているかのアンケートを実施したらどうか。

副会長:これからの子供達に教育するのは私達なので、障害者の権利は守られていることをきちんと理解すれば、「障害」、「障がい」の表記はあまり関係がないと思う。在宅障害児・者と家族を支援する会のアンケートでも、9割の方が「障害」、「障がい」どちらの表記でも構わない、それよりも施策の内容や生活を充実して欲しいとの意見であった。小学生高学年や中学生の意見を聞くことも大事であり、また当事者の意見も聞いて欲しい。

事務局:「障害」を使わない方がいいとの意見もたくさんあり、アンケート等の結果から検討し、その結果を報告して、皆様方の意見を伺いたい。

### 3 障がい等地域支援ブロック会議及び地域課題の報告について

#### ①障がい等地域支援ブロック会議報告

<概要>事務局(障害福祉課)から資料3に沿って説明

#### ②「地域課題」の提案

<概要>事務局(障害福祉課)から資料3及び資料4に沿って説明

<意見等>

会 長:10月のブロック会議の事例に絞って協議したい。

副会長:病院と地域との関係がどうなのかが見えてこない。どう意見を言えばいいのか。在宅へ移行する共通の課題はあるのかなと思う。誰が情報提供するのか。提案がよく分からない。

会 長:地域の理解が足りないのか。

副会長:誰が誰にどんな情報を与えるのか。地域の社会資源をうまく利用できないのか。

委 員:1つの事業所や病院で事態を解決しようとしている。今回の精神障害者の退所・退院支援取り組み強化についても、情報提供をしようと思っても、相手が情報を必要としていなかったり、情報を得ようとしていない。情報の入口を閉めている。一方で、地域側からすると、情報の入口を開く工夫をしていない。経営的な問題で利用者の囲い込みをしている状況も事実である。例えば、就労支援や就労移行で頑張っている方々は、次のステップでどのくらいの割合でどのような方向性に向かって行ったのか、と尋ねてもなかなかまい回答が返ってこない。退所・退院支援の取り組みの強化という意味では、その状況を明確にしていく作業が必要。現場の支援者は困難事例で四苦八苦している。どのようなケアや治療、支援のあり方が必要なのか、様々な支援機関がどういった機能を図って円滑に支援体制が整っていくのかを考えるシステムが構築できればいい。

委 員:住宅の問題では、大家の許可が得られない等の理由で、住む場所が限られてくる現状もある。この事例については、4月から始まった一般相談支援の中で対応可能だと思われる。病院では、相談支援が変わったことに対する周知が図られていない。一般相談支

援を使うと、地域移行に関しては6か月前から地域移行に向けた支援計画を作成し、退院後も地域定着支援のサービスがある。今後、精神科病院での周知が必要。

委員:精神病棟に入院している方の生活状況と、地域や施設での生活状況はかなり異なっている。精神病棟でできる支援は、一般の生活ではうまく機能しない。情報の共有ができていない状況が続いているので、病院と地域などが共通理解できるかかわりの場所が必要と思われる。

委員:病院を出た後、保護者はどうしたらいいか判断に迷う。具体的な退院後の支援や相談ができる方向性があればいい。

委員:情報が届いていないのなら、届ければいいのかではないか。実は、情報が届いているのに、それを活用しようとしていない何らかの理由があるのではないか。

委員:病院の中だけで全てを完結することは、地域移行においては厳しいのではないか。医療と福祉の連携をどこでどうするのが見えてこない。精神の方が地域で生活するうえで自立訓練が使えること、また、生活の場はアパートよりもグループホームやケアホームの入居がいいのか等。病院と障害福祉サービスとの連携がとれていないとあるが、根本的な部分はよく分からない。

委員:ここでの地域移行とは何か。

事務局:施設や精神科病院から退所・退院し、身近な地域で生活を送ること。

委員:地域の方に精神障害の理解がない。偏見の目が嫌なのではないかと思う。精神障害の方の病気を地域で正しく理解するべき。支援を得られる地域の人々が増えたら、生活がしやすくなるのではないか。

委員:今、どんな相談支援体制があるのか。

事務局:先程委員さんが言われたことも相談体制のひとつである。地域に帰って隣の方とあいさつを交わす、自治会の中で例えばゴミ出しの相談ができる、それから地域の民生委員に対しても相談ができる。介護保険で言えば、ケアマネージャーというサービスを調整する専門員がいるが、障害の分野では、計画相談支援という介護保険でのケアマネージャーのような専門員がいる。地域の中で相談できる、声をかけ合える、見守りができること等全て含めて相談支援体制と言っている。

委員:私の地域でもひとり統合失調症で障害年金2級の方がいる。暴力事件のトラブルで留置所に入り年金が途絶え、帰ってきてから生活資金がないため貸付制度を利用したかったが、保証人がいないと利用できないため、社会福祉協議会から地域の民生委員に相談するように言われた。その方が来られて、初めて自分の地域にそういった方がいることを知った。相談体制の整え方は誰がイニシアチブをとるのか。

事務局:本来であれば、介護保険でのケアマネージャーのような方が中心になるが、現時点では計画相談支援がそこまでの体制が整っていないことから、現在ではまだ障害福祉課の職員が中心になっている場合が多い。

委員:退院して随分年月が経っている場合には、相談体制がしっかりしたものにはなっていない。退院後相談体制の整え方の情報が届いていないとあるが、本来は情報を得て退院させるのではないか。

委員:情報が共有されていない部分で、当事者やその家族がとても悩まれている。事件が起きて精神障害者と出て、あの人そう言えば精神障害者と悪のイメージでつらい思いをし

ている。そういった精神障害者の方が、退院後隣りに住むことはどうですか、と当事者の家族に尋ねても、「ちょっと考えます」と回答される。その方の障害が少しでも分かれば安心する。毎月の相談会でも、障害を知って欲しい、障害が理解されていない、との話を家族からよく聞く。仕事に関しても、30歳で初めて社会に出てきた人への対応が、かかわっている人でさえ分かっていない。仕事に就きたいが、これができると言っても、会社では精神障害だからできないと見られる。家族の方が、「自分達の履歴書のようなものを誰かが管理して、それを企業の方が見ることができれば、この人はこういったことができる」と説明してくれる窓口があればいい」と言っていた。発達障害と精神障害の方の行動が若干似ているところがあり、子供の将来が不安である。それぞれの障害にどのように対応したらいいのか、障害を理解してもらうしかない。障害の情報を共有して欲しい。

委員:情報が届いていないとあるが、こんな受身の姿勢でいいのか。地域での課題やネットワークをどうしているのか。

委員:退院した後に地域に出すだけではなく、退院時に色々な情報を届けて、相談ができるような仕組みを作って欲しい。マニュアルみたいなものがあればいい。

会長:精神科の病院も、他の病院と同じスタンスで支援を取り組んで欲しい。地域課題として取り組んで欲しい。

#### 4 その他

①国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要について  
＜概要＞事務局(障害福祉課)から別添資料に沿って説明

②障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要について  
＜概要＞事務局(障害福祉課)から別添資料に沿って説明

##### ＜質問＞

副会長:虐待防止の周知はどうなっているのか。

事務局:10月1日の宇部日報に関連記事を掲載している。また、今後FMきらら等でのCMを予定している。また、各事業所へ周知を図っている。

副会長:学校や病院等への関連機関への周知はどうなっているのか。知らない人も多い。

事務局:制度の周知は始まったばかりで、今後の課題と認識している。関連機関についてはもちろんのこと、障害福祉サービス事業所についても、施設の長は知っていても、現場の職員一人一人には届いていない状況であり、周知が不足していると認識している。今後、更なる周知を図りたい。